

委 託 契 約 書 (案)

委託者一般財団法人長野県文化振興事業団 長野県信濃美術館長 松 本 透 (以下「甲」という。)
と受託者 (以下「乙」という。) は、次の条項により、
長野県信濃美術館ミュージアムショップ運営業務に関する委託契約を締結する。

(総則)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 乙は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委託業務)

第2条 委託業務の名称及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 業務の名称 長野県信濃美術館ミュージアムショップ運営業務
- (2) 業務の内容 長野県信濃美術館のミュージアムショップの運営

(履行期間)

第3条 委託業務の履行期間は契約締結日(営業の開始は令和3年4月予定)から毎年度更新する。ただし、甲が長野県信濃美術館の指定管理者でなくなった場合は、その期間を終了する。

(手数料)

第4条 ショップの販売は仕入れ販売と委託販売の2種類に分類する。

仕入れ販売は、ミュージアムショップの売上げに手数料を乗じた額を甲に支払うものとし、委託商品は、販売した商品の代金から販売手数料を乗じた額を除いてを甲に支払うものとする。その手数料の率は次のとおりとする。

仕入れ販売手数料	商品〇〇	売上金額(消費税込) ×	%
	商品〇〇	売上金額(消費税込) ×	%
	商品〇〇	売上金額(消費税込) ×	%
委託販売手数料	商品〇〇	売上金額(消費税込) ×	%
	商品〇〇	売上金額(消費税込) ×	%
	商品〇〇	売上金額(消費税込) ×	%

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、 円

2 乙は、この契約を履行しなかった場合は、契約保証金に相当する金額を違約金として甲に納付しなければならない。

(委託業務の処理方法等)

第6条 乙は、ミュージアムショップ募集要項(以下「募集要項」という。)に基づき業務を実施しなければならない。

2 乙は、前項の募集要項に定めのない事項については、甲の指示を受け業務を実施しなければならない。

(調査等)

第7条 甲は、この委託業務の処理状況について、随時に調査し、必要な報告を求めることができるとともに、業務の実施について必要な指示をすることができる。

(成果の報告)

第8条 乙は、業務の成果に関する報告書を毎月、甲へ提出しなければならない。

(確認等)

第9条 甲は、乙からの成果に関する報告書等の提出を受けたときは、確認をしたうえで当該報告書等の引き渡しを受けるものとする。

(手数料の支払)

第10条 甲は、乙から報告書を受領したときは、その日から15日以内に手数料を乙に請求する。

(損害の負担)

第11条 乙は、建物及び付帯設備等に破損あるいは不良箇所を発見した場合は、直ちに甲に報告するものとする。

2 乙が、その責に帰すべき事由により、甲が受けた損害及びこの業務実施に関して生じた事故等に係る一切の損害は乙が負担するものとする。

(権利義務の譲渡、承継)

第12条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は継承させてはならない。ただし、甲が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(再委託の禁止)

第13条 乙は、当該業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(業務の変更等)

第14条 甲は、この契約締結後の事由により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して変更契約書を作成するものとする。

(契約解除)

第15条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 乙が、その責に帰すべき事由により、第3条に規定する期間において業務を遂行することができなくなったとき。
- (2) 受託者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者(以下「暴力団等」という。)に該当する旨の通報を警察当局から委託者が受けたとき。
- (3) 前各号の場合のほか、受託者がこの契約に違反したとき。

(指定管理者の指定解除にともなう契約の解除)

第16条 甲は、長野県信濃美術館の指定管理者を長野県より指定されなかった場合は、この契約を解除するものとする。

2 乙は、前項の規程によりこの契約が解除された場合において、乙に損害が生じたときは、甲にその賠償を請求することができる。

(貸与品)

- 第 17 条 甲は、委託業務の実施に必要な別紙の仕器を乙に無償で貸与するものとする。
- 2 乙は、前項の貸与品の引渡しを受けたときは、貸与期間中は、貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 乙は、委託業務が完了したときは、貸与品を委託者に返還しなければならない。この場合、乙は甲の立ち会いの上で貸与品の検査を行うものとする。
- 4 乙は、その責に帰すべき事由により、貸与品を滅失又はき損したときは、代品を納入し、又は修理その他原状回復に必要な費用を甲に支払わなければならない。

(個人情報の保護)

- 第 18 条 受託者は、この契約により業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法に規定された事項を遵守しなければならない。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

- 第 19 条 乙は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(疑義の解決)

- 第 20 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和元年 月 日

甲 職・氏名

指定管理者

一般財団法人長野県文化振興事業団

長野県信濃美術館長 松 本 透 印

乙 住 所

法 人 名

代表者職・氏名

印